

3 中間検査実施要領

3-1 現場検査での留意事項

中間検査は、報告書や写真等の書類による検査だけでなく、実際に検査員が施工現場に赴き、検査を行います。

(1) 中間検査の方法

中間検査の方法は次の3つの方法で行います。

- ① 目視検査：目視により材料の仕様、設置の有無等を検査します。
- ② 計測検査：計測器具等を用いて検査を行います。
- ③ 監理者報告：工事監理状況報告書、鉄骨造施工結果報告書、その他関係書類等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

(注意) ③により、現場検査時にヒアリングを行いますので、中間検査には工事監理者等の現場立ち会いが必要となります。

(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合

検査の結果、検査員により「不適」等の指示があった場合には、以下のような手順で是正等を行ってください。

- ① 対処方法（是正工事、不足書類の準備等）の検討
検討にあたって、指示を受けた工事監理者等は、建築主、設計者及び工事施工者等と協議を行い、必要に応じて、中間検査を行った検査員等にもご相談下さい。
- ② 対処後の報告
是正工事、不足書類の準備等が終了しましたら、中間検査を行った検査員等に是正内容を報告してください。なお、報告の方法は、検査員等の指示に従ってください。また、必要に応じて再検査を行う場合もあります。